「令和３年度新興国等におけるエネルギー使用合理化等に資する事業

（スマートシティに係る国際動向及び我が国企業等の海外展開可能性調査）」

（資源エネルギー庁事業）における「スマートシティの海外展開に係る実現可能性調査」

に係る企画提案の募集要項

令和３年１０月８日

株式会社野村総合研究所

スマートシティ・フィージビリティ・スタディ事務局

株式会社野村総合研究所（以下、「野村総研」という。）では、資源エネルギー庁（担当：省エネルギー・新エネルギー部政策課国際室）からの受託事業「令和３年度新興国等におけるエネルギー使用合理化等に資する事業（スマートシティに係る国際動向及び我が国企業等の海外展開可能性調査）」を実施します。その一環として、以下の要領で、スマートシティの海外展開に係る実現可能性調査の企画提案を募集します。

１．目的

我が国は、「超スマート社会＝ＳＯＣＩＥＴＹ５．０」の実現に向けて策定した「統合イノベーション戦略２０１９」の中でＳＯＣＩＥＴＹ５．０の実装の場としてスマートシティを定め、府省連携、政府一体の取り組みを進めてきた。中でも、国際展開については、各国との二国間対話や「日ＡＳＥＡＮスマートシティ・ネットワーク官民協議会」などを通じ、スマートシティに関する協力を推進してきている。海外においては、近年、欧州委員会の官民プログラムで開発・実証された「ＦＩＷＡＲＥ」、ドイツが発表した「ＧＡＩＡ－Ｘ」プロジェクトなどスマートシティを目指す世界の複数の都市が、各都市の情報や成功事例の共有、都市間のデータ連携やアーキテクチャの共通化を目的として、官民連携によりプラットフォームを形成する動きが進展している。このような動きを受け、エネルギー分野においてもエネルギーマネジメント単独ではなく他分野とのデータ連携を考慮し、世界のスマートシティ化の動きと連動して海外展開を図る必要がある。

また、世界で多くの国及び地域が２０５０年カーボンニュートラルを宣言し、脱炭素化に向けた取組を進めている中で、カーボンニュートラルの実現手段としての新たなスマートシティ施策・取組の方向性についても検討する必要がある。

以上を受けて、本事業では、我が国企業等による、スマートシティ関連技術の海外展開を促進するための実現可能性調査（ＦＳ）を行う。

２．実施内容

（１）対象事業

対象は、エネルギー分野、運輸分野（都市の省エネに資する交通制御、サービス等） の内、データマネジメントを伴うプロジェクトとする。

（２）調査項目

提案者等が保有する優れた技術・製品の海外普及に資するよう、以下の調査を行う。なお、本事業の実施にあたっては、採択された提案内容を基に、実施内容の詳細を資源エネルギー庁担当者と相談の上、決定する。

|  |  |
| --- | --- |
| 調査項目 | 調査内容 |
| ① 対象国における | 対象国・地域における基礎情報の調査 |
| スマートシティに | ・スマートシティ関連プロジェクトの実施状況 |
| 関する基礎情報 | ・プロジェクトの関連ステークホルダー |
|  | ・主なプレイヤー（競合環境） |
|  | ・関連政策・計画 |
|  | ・その他必要と考えられる事項 |
| ② 対象技術 | 対象技術の調査・対象技術の競争力・対象技術の開発状況（競合状況） |
| ③ 対象技術の普及可能性 | 対象技術の普及に向けたアクションの検討 |
|  | ・事業環境・事業戦略 |
|  | ・事業体制 |
|  | ・事業の集積性 |
|  | ・目指す普及の姿 |
|  | ・普及実現を妨げる要因（リスク）（例：許認可の種類と取得方法や適合が必要な標準・ |
|  | 規格や認証制度等、実証研究又は事業展開に必要な |
|  | 　手続きの調査） |
| ④ 波及効果 | 対象技術の普及に伴う波及効果の分析・対象国・地域への波及効果・日本への波及効果 |

（想定される調査対象国・地域）

対象国又は地域は、i)基幹インフラが比較的整備されている米国、欧州諸国、ii)基幹インフラ開発も含めた開発が志向されるインド、ASEAN諸国等の新興国、iii)その他スマートシティの普及が拡大すると見込まれる国とする。

（留意点）

・事業の対象国及び地点については特定されていることが望ましいが、地点を本調査の中で特定することも可とする。

・来年度以降実証もしくは事業化に進む案件が望ましい。将来性や事業性を考慮して　総合的な判断を行う。

・新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）が行う「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業」（以下、「ＮＥＤＯ国際実証事業」という。）、「スマートコミュニティ実証事業に関する技術の海外展開ポテンシャル調査」及び「民間主導による低炭素技術普及促進事業」（以下、「ＮＥＤＯ・ＪＣＭ実証事業」という。）、経済産業省が行う「「令和３年度二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業（ＪＣＭ実現可能性調査（ＣＣＵＳ含む）、ＣＥＦＩＡ国内事務局業務及びＣＣＵＳ普及展開支援等業務）」（経済産業省事業）のうちＪＣＭ実現可能性調査（ＣＣＵＳ分野）」及び「令和３年度二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業のＪＣＭ実現可能調査（低炭素脱炭素分野）」（以下、「ＪＣＭ事業」という。）、その他の関連事業へ過去に応募した事業者が応募する場合には、過去の応募以降の進展を明確にした上で調査内容について述べること。

（３）事業実施にあたっての留意事項

事業実施にあたっては、調査状況及び現地の情報等の具体的な実施内容について、当事務局及び資源エネルギー庁担当者と定期的に情報交換を行いつつ、効果的に実施する。また、事務局が行う進捗管理に協力することが必要となることに留意すること（例：精算事務〔中間・確定検査〕）への対応、現地出張に事務局等が同行する際の協力、報告書作成にあたっての体裁等を想定する。詳細は採択後に決定する）。

①　事業の進捗管理

事務局は、以下の進捗管理業務を行うこととしている。

１）採択者との事業実施に関する契約（再委託契約）の締結

２）各事業実施事業者のスケジュール管理、実施状況の把握、資源エネルギー庁への報告

３）調査結果の報告会の開催

４）事業実施に係る経理処理、各事業実施事業者への周知・指導

５）各事業実施事業者に対する確定検査の実施、精算

②　事務局による事業の支援

事務局による各事業の支援内容は、提案時の提案者のニーズ、資源エネルギー庁の意向等を踏まえ、採択後、資源エネルギー庁及び各事業実施事業者と協議し決定する。

３．事業実施期間

契約締結日から令和４年２月２８日まで

４．応募資格

次の要件を満たす企業・団体等とする。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とする。なお、二者以上による共同申請（コンソーシアム形式での申請）も認めるが、その場合は幹事法人を決めるとともに、幹事法人が企画提案書を提出すること（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできない）。

①　日本法人（登記法人）であること。

②　本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

③　本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について

十分な管理能力を有していること。

④　本事業で知り得た一切の情報について、不適切に開示すること、又は漏洩する

ことがない組織体制を有していること。

⑤　予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しないものであること。

⑥　経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成

１５・０１・２９会課第１号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件の

いずれにも該当しないこと。

⑦　過去３年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者

ではないこと。

※なお、本ＦＳ後の事業化を担う予定の企業等が参画する体制を構築して提案する必要があり、事業化の支援を行う者（コンサルティング会社、調査会社等）の単独提案は想定していない。

５．契約の要件

（１）契約形態

委託契約。なお、野村総研との再委託契約（精算条項付きの概算契約）を締結する。資源エネルギー庁において締結する標準的な委託契約書フォーマットに準じる契約書であることに留意すること。

（２）採択件数及び予算規模

総額３５百万円（税込み）で合計２～３件程度。個別案件については１０百万円～

１５百万円（税込み）とする。なお、採択件数については提案事業の内容等を勘案して資源エネルギー庁において決定する。また、１件あたりの契約金額や最終的な実施内容については、資源エネルギー庁と調整した上で決定することに留意されたい。

（３）成果物の納入

・調査報告書（和文）電子媒体（ＣＤ－Ｒ）２式

・調査報告書概要（和文・英文）電子媒体（ＣＤ－Ｒ）公表用２式を当社に納入

（当社より資源エネルギー庁に納入）。

※報告書の著作権は、資源エネルギー庁に帰属する。

※ファイル形式は、野村総研が指定するファイル形式に加え、ＰＤＦファイルに変換

した電子ファイルも併せて納入する。

※この他、以下を予定しており、詳細は契約締結時に決定する。

ⅰ）調査報告書電子媒体

・調査報告書、調査で得られた元データ、二次利用未承諾リストを納入すること。

・調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入する

こととし、特に図表・グラフに係るデータ（以下「Ｅｘｃｅｌ等データ」という。）

については、Ｅｘｃｅｌ形式等により納入すること。

ⅱ）調査報告書概要電子媒体（公表用）

・調査報告書及び二次利用未承諾リスト（該当がある場合のみ）を一つのＰＤＦ

ファイル（透明テキスト付）に統合したもの、並びに公開可能かつ二次利用可能な

Ｅｘｃｅｌ等データを納入すること。

・セキュリティ等の観点から、野村総研と協議の上、非公開とするべき部分については、削除するなどの適切な処置を講ずること。

・調査報告書は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、資源エネルギー庁以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、二次利用未承諾リストに当該箇所を記述し、提出すること。

・公開可能かつ二次利用可能なＥｘｃｅｌ等データが複数ファイルにわたる場合、１つのフォルダに格納した上で納入すること。

・各データのファイル名については、調査報告書の図表名と整合をとること。

・Ｅｘｃｅｌ等データは、オープンデータとして公開されることを前提とし、資源エネルギー庁以外の第三者の知的財産権が関与する内容を含まないものとすること。

（４）委託金の支払時期

委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払とする。

※事業終了前の支払い（概算払）は行わない。

（５）支払額の確定方法

事業終了後、受託者より提出する実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定する。支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計とする。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性がある。

経費処理、確定検査等の実施については、経済産業省の委託事業事務処理マニュアルに準じることとするので、留意すること。

（<https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2020_itaku_manual.pdf>）

（６）フォローアップ

なお、契約終了後も、案件のフォローアップのためにヒアリング・アンケート等を実施する場合は、協力すること。

６．応募手続き

（１）募集期間

募集開始日：令和３年１０月８日（金）

締切日：　令和３年１０月２９日（金）１２時必着

なお、応募予定者は令和３年１０月２２日（金）１２時までに「１０．問い合わせ先」に示す連絡先に、企業名あるいは機関名（共同提案の場合は幹事法人１社の代表者）、部署、氏名、連絡先（メールアドレス、電話番号）、応募予定の事業名を電子メールで送ること。その際、メールの件名（題名）は「【応募予定】スマートシティの海外展開に係る実現可能性調査（公募）」とすること。

（２）応募内容に関する問い合わせ

「１０．問い合わせ先」参照。

（３）応募書類

①　以下の書類を、電子媒体で作成すること。

ｉ）　申請書

以下の内容について記載すること（書式は自由とする）。

* 基礎情報
* 調査テーマ
* 提案方式（単独あるいは共同）
* 申請者
* 企業・団体名
* 代表者役職・氏名
* 所在地
* 連絡担当窓口
* 氏名（ふりがな）
* 所属（部署名）
* 役職
* 電話番号（代表・直通）
* メールアドレス

※共同提案の場合、提案者毎に記載

ｉｉ）　企画提案書

以下の内容について記載すること（書式は自由とする）。

* 海外展開に向けた事業計画
* 対象国・地域の概況及び課題
* 対象技術の概要
* 対象技術の普及可能性
* 事業環境・事業戦略
* 普及段階における事業体制
* 事業化に向けた計画
* 波及効果
* 調査の実施方法
* 調査の目標
* 調査の計画
* 例：本要項「２．（２）調査項目」について、調査内容の詳細、手順、

スケジュール、費用を記載

* なお、記載内容は上述の例示に限定しない
* 調査実施上のリスクと対応策
* 実施の体制
* 実施責任者の氏名・所属・役職・略歴
* 主な従事予定者の人数及び業務内容
* 共同提案の場合は各企業の責任と役割等
* 調査の必要経費
* 「９．（１）経費の区分」にしたがって記載
* 類似の調査
* 実施中、応募中あるいは過去に応募した公的資金による類似の調査
* 実施中の自己資金による類似の調査
* 将来的なＮＥＤＯ国際実証事業への応募意思の有無及び応募予定時期・

内容

* ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について
* 女性活躍推進法に基づく認定（労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況
* 女性活躍推進法第８条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）の策定状況（常時雇用する労働者の数が３００人以下のものに限る。）

②　当社及び審査を行う資源エネルギー庁は、提出された応募書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。

なお、応募書類は返却しない。機密保持には十分配慮するが、採択された場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

③　応募書類等の作成費は経費に含まれない。また、選定の正否を問わず、企画提案書等の作成費用は支給されない。

④　企画提案書等に記入する内容は、今後の契約の基本方針となるので、予算額内で実現が確約されることのみ表明すること。採択後であっても、申請者の都合により記入された内容に大幅な変更があった場合は、不採択となることがある。

（４）応募書類の提出先

応募書類は電子メールにより「１０．問い合わせ先」宛に送付すること。メールの件名（題名）を必ず「【応募書類提出】スマートシティの海外展開に係る実現可能性調査（公募）」とすること。

※持参、郵送、ＦＡＸによる提出は受け付けない。

※資料に不備がある場合は、審査対象とならないので、注意して記入すること。

※締切を過ぎての提出は受け付けない。

７．審査・採択

（１）審査方法

資源エネルギー庁において、（２）に示す基準を総合的に考慮し、案件を審査する。採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定する。追加資料の提出を依頼することがあるので、要請があった場合には対応すること。

審査の一環として、申請内容についてのヒアリングをオンラインで実施する。日程等詳細は、応募書類提出企業に対して別途送付する。

なお、事務局は、事業に係る公募の中立性、公平性を厳に確保するため、事業案件の評価、選定、採択に一切関わらない。

（２）審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

①　公募要件

１）「４．応募資格」を満たしているか。

２）応募書類が全て提出されているか。

３）提案内容が、「１．目的」に合致しているか。

②　プロジェクトの重要性・効果・実現可能性

４）プロジェクトを行う国や対象技術・製品について、普及可能性や相手国政府の支援策、法制度等具体的な分析に基づき、合理的に選択されているか。

５）データマネジメントを伴う優れた技術、ノウハウ、製品等の活用が見込まれ、事業実施後の広範な普及促進に資するものか（特に、エネルギーマネジメント単独ではなく、他分野とのデータ連携を考慮したプロジェクトに対しては加点評価を行う）。

６）将来の事業化に向けて具体的な事業計画が検討されているか。

７）プロジェクトを円滑に遂行するため、相手国政府や企業等関係者の協力があるか。

８）本プロジェクト実施に伴う克服すべき事業課題の検討状況。

９）本プロジェクトの社内での位置づけ、企業戦略との整合性。

③　事業の効果的な実施

１０）投資リスク、投資負担の軽減、価格競争力強化といった事業推進に向けた課題を解決するために、本調査をどのように活用するかという戦略が明らかになっているか。

１１）本事業での調査規模等に適した実施体制をとっており、相手国政府や企業等関係者の協力を得られる人的つながりがある、若しくは構築可能か。

１２）本事業の関連分野に関する知見を有しているか。

１３）本事業の効果を高めるための効果的な工夫が見られるか（ＮＥＤＯ国際実証事業、スマートコミュニティ実証事業に関する技術の海外展開ポテンシャル調査、ＮＥＤＯ・ＪＣＭ実証事業及びＪＣＭ事業その他の関連事業へ過去に応募した事業者が応募する場合には、過去の応募以降の進展、本事業での改善点が明確になっているか、ＮＥＤＯ国際実証事業への応募意思を有しているか）。

１４）実施方法や分担、スケジュールが効果的かつ現実的か（調査状況及び現地の情報について、事務局及び委託元の資源エネルギー庁と定期的に情報交換を行うとともに、調査状況に柔軟に対応できる実施方法・スケジュールとなっているか）。

１５）本事業の事業総額と想定される事業効果のコストパフォーマンスが優れているか。

１６）ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。

（３）採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、資源エネルギー庁のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知する。

８．契約について

採択された申請書について、当社と申請者（共同提案の場合は幹事法人）との間で委託契約を締結する。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、当社及び資源エネルギー庁との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額等に変更が生じる可能性がある。

契約書作成にあたっての条件の協議が整い次第、野村総研と委託契約を締結し、その後、事業開始となる。

契約条件が合致しない場合は、委託契約の締結ができない場合がある。なお、受託者は、受託内容が国等の他の補助金・委託費と重複しないこと。

契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供するが、情報等の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いする場合がある。

９．経費の計上

（１）経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 経費項目 | 内容 |
| Ｉ．人件費 | 事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費 |
| ＩＩ．事業費 |  |
| 旅費 | 事業を行うために必要な交通費、日当、宿泊費 |
| 会場費 | 事業（会議、講演会、シンポジウム）を行うために必要な会場借料及び茶菓料（お茶代）等 |
| 謝金 | 事業を行うために必要な謝金（委員謝金等） |
| 物品購入費 | 事業を行うために直接必要な物品（当該事業のみで使用されることが特定・確認できるもの。原材料及び消耗品費等（諸経費の中の一般管理費で購入するものを除く。））の購入に要する経費 |
| 外注費 | 事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないものの外注に要する経費※ただし、印刷費、会場借料（会場提供者からの付帯設備を含む。）、翻訳費その他これに類するもの）については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。 |
| 印刷製本費 | 事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費 |
| 補助職員人件費 | 事業に直接従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費 |
| その他諸経費 | 事業を行うために必要な文献購入費、翻訳費、速記費用、法定検査、検定料、特許出願関連費用等に係る経費 |
| ＩＩＩ．再委託経費 | 事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないものの一部を委託するのに必要な経費※ただし、印刷費、会場借料（会場提供者からの付帯設備を含む。）、翻訳費その他これに類するもの）については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。 |
| ＩＶ．一般管理費 | 事業を行うために必要な経費の中で、エビデンスによる照合が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時において一定割合支払を認められる間接経費。具体的には、当該事業を行うために必要な家賃、水道光熱料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具などの汎用的な消耗品等、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経費。（これらにあっても事業の特定が可能なものは、事業費に計上すること。） |

（２）計上できない経費

・建物等施設に関する経費

・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

・その他事業に関係ない経費

１０．問い合わせ先

|  |
| --- |
| 〒100-0004　東京都千代田区大手町1丁目9番2号株式会社野村総合研究所　スマートシティ・フィージビリティ・スタディ事務局公募担当【担当：小池・豊田】E-MAIL：sc-meti-nri-2021-ext@nri.co.jp  |

※応募に関する質問は、電子メールのみの受付とし、電話での問い合わせは受け付けない。問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「【問い合わせ】スマートシティの海外展開に係る実現可能性調査（公募）」とすること。他の件名（題名）では回答できない場合がある。

※応募に関する質問の受付期間：令和３年１０月２２日（金）１２時まで

※頂いた質問は順次回答しますが、回答に時間を要することがありますので、早めのお問い合せをお願いします。

以上